

返戻金制度について

返戻金制度

採用決定者が就業開始後（入社日を起算とする）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を起算日とする）となった場合（以下「退職等」という）、当社は求人者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。ただし、退職等が求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

- ① 1ヶ月以内：報酬（消費税及び地方消費税を含む）の80%
- ② 1ヶ月超3ヶ月以内：（消費税及び地方消費税を含む）の50%

許可番号 33-ユ-300279

事業所の名称及び所在地 株式会社トマト銀行コンサルティング営業部
岡山市北区番町二丁目3番4号トマト銀行本店6階